

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書（概要）

公表日:令和7年2月14日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和6年8月13日
	訪 問 調 査 日	令和6年10月17日
	評価結果の確定日	令和7年1月24日
	結果公表にかかる事業所の同意	(あり) ・ なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	児童養護施設 仁風園	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 新田 英樹	開設年月日	昭和23年10月1日		
設置主体	社会福祉法人 呉同済義会	定 員	70人	利用者数	49人
所 在 地	〒737-0145 広島県呉市仁方西神町35-11				
電話番号	0823-79-5553	F A X番号	0823-79-5674		
ホームページアドレス	http://kure.dousai.jp				

(2) 基本情報

サービス内容（事業内容）		事業所の主な行事など			
○第一種社会福祉事業		・米軍イースター祭 ・なかよし運動会(5月)			
児童養護施設		・釣教室(6月) ・七夕会・仁方夏まつり(7月)			
		・盆供養 ・地藏盆 ・仁方女性会一日里親 ・なかよし球技大会			
		・仁方町民運動会 ・法人老人ホームお便り訪問(9月)			
		・秋祭り ・野呂山登山 ・米軍ハロウィン(10月) など			
		・子ども相撲まつり ・わんぱくドッジボール大会(2月)			
居室の概要		居室以外の施設設備の概要			
○居室総数	22 室	○食堂	9か所	○トイレ	13か所
・居室内訳 (2人部屋)	6 室	○キッチン	8か所	○洗面所	8か所
(4人部屋)	14 室	○浴室	10か所	○相談室	1か所
(幼児部屋)	2 室	○学習室	2か所	○会議室	1か所
○地域小規模	2 か所	○地域交流室	1か所	○事務室	1か所
○個室	12 室	○心理療法室	1か所	○宿直室	1か所

職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	栄養士	1人(1人)
保育士	24人(23人)	調理員	4人(4人)
児童指導員	14人(12人)	看護師	1人(1人)
心理療法担当職員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	2人(2人)	事務員	1人(1人)
里親支援専門相談員	1人(1人)		

Ⅱ. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

仁風園は、社会福祉法人呉同済義会が運営する児童養護施設で76年の歴史ある施設です。「困っておられる方のお世話をさせて戴く」という法人理念を掲げ、「あなたも良かった 私も良かった そして全ての皆様が良かったと感じる社会を目指す」という指針のもと、利用者も職員も地域のみなさんも仁風園に関わるすべての人に安心安全を感じられる施設でありたいとの思いで運営されています。施設は、海が見える見晴らしの良い高台に位置し、近隣には保育園や小中学校もあり、子どもの成長に適した環境となっています。平成26年には新園舎が完成し、家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう、ユニット型の居室となっています。園内は、複数の面談室や学習室、図書室、遊戯室など、多様な共有スペースが設けられ、子どもたちが過ごす場所の選択肢が多く、整った環境が特徴的でした。

福祉サービス第三者評価は、今回で4回目の受審となり、サービス編は園長、副園長、主任、リーダー職員で自己評価を実施され、今後の課題に改めて気づかれたようです。第三者評価を利用し、管理職等の人事異動があっても、施設の強味をさらに強め、また課題改善に向けて職員が一丸となって、より一層、子どもの拠り所となる施設になられるよう期待します。

◎特に評価の高い点

- (1) 園長、副園長、主任、リーダー職員、公認心理師、栄養士で構成する「企画会議」のほか全職員参加の「職員会議」を毎月、開催し、行事計画や子どもの状況の共有、生活ルールについて等、合意形成、伝達するシステムが整備されるとともに、子ども会での意見や要望についても協議される機会を設けられています。【管理運営編No.4/適切な事業計画策定】
- (2) 実習生の受け入れは、オリエンテーション、園長講話、振り返り等の実習受け入れマニュアルを策定し、年間70～80人を積極的に受け入れられています。受け入れた実習生が園や同法人内の施設に就職するなど、人材確保にも繋がっています。【管理運営編No.12/実習生の受け入れ】
- (3) 心理支援プログラムを策定し、心理的ケアの必要な子どもには、公認心理師によるきめ細やかなケアを実施されています。さらに、職員も対応で迷うことがあれば相談するなど、公認心理師が子どもにも職員にも常に関わりを持たれ、支援する体制を整えられています。【サービス編No.21/メンタルヘルス】
- (4) 清掃活動をはじめ、子ども会や秋祭り、地域の神社で開催される子ども相撲大会にも毎年出場し、地域の行事に積極的に参加したり、仁風園の行事に招いたりして、常に地域住民と関わりを持つことで、仁風園が地域に根ざした施設となるよう努められています。【サービス編No.35/施設機能の地域還元】

◎特に改善を求められる点

- (1) 子どもや家族から個人の記録の開示を求められた場合の、手順が整理されていませんでした。措置施設ではあるものの、求めに応じるための規定を定め、職員間で共有しておくことを提案します。【管理運営編No.28/記録の管理と開示】
- (2) 土砂災害、暴力行為対応、不審者対応等の各種マニュアルは園独自で作成され、職員間での連絡方法等も整えられていますが、事故事例、ヒヤリハット等の事例検討が実施されていませんでした。今後は、事故報告書を作成し、原因分析や今後の対策を協議する等、再発防止に努められることを期待します。【管理運営編No.13/子どもの安全確保】
- (3) 入所面談では、子どもに園のパンフレットを用いて、今後の生活や支援について、主任や公認心理師が説明をされています。どの職員が対応しても、説明方法を共通したものにするために、説明者用のマニュアルを用意されることをお勧めします。【管理運営編No.30/養育(治療)・支援の提供開始②】
- (4) 自立支援計画は丁寧に策定されていますが、見直しの手順が明文化されていませんでした。また、子どもや保護者等への対応の手順も定められておらず、保護者に確認する機会が設けられていないようです。母子分離が必要なケースが多いとのことで、難しい面もあるかと思いますが、自立支援計画がしっかり根付いたものになるように、対応の手順について明文化されてはいかがでしょうか。【サービス編No.6/自立支援計画の評価・見直し・No.23/子どもの意向や主体性への配慮・No.30/保護者(親族を含む)への支援】

Ⅲ. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

自施設での養育について、良い点及び改善点が明確になりましたので、養育の質の向上に向けて具体的な目標を設定して取り組むことができます。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：児童養護施設仁風園

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	法人の理念をはじめ、業務指針、行動目標は明文化され、事務所や玄関ホールに掲示されています。また、法人研修や新任研修において、理念や基本方針について説明され、職員全員で共有できるよう努められています。さらに、ホームページや施設パンフレット等に掲載し広く周知され、それらを用いて、入所時には子どもや保護者に説明をされています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	中・長期計画は、園が数年先のビジョンを見据えて「家庭的養護推進計画」と「管理運営計画」を作成して法人に提出し、組織体制をはじめ、職員体制、人材育成等について環境を整備されています。 園長、副園長、主任、リーダー職員、公認心理師、栄養士、教育アドバイザーで構成する「企画会議」のほか、全職員参加の「職員会議」を毎月開催し、行事計画や子どもの状況の共有、生活ルールについて等、合意形成、伝達するシステムが整備されるとともに、子ども会での意見や要望についても協議される機会を設けられています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長は、管理規定や職務分掌で示された自らの役割と責任について、企画会議等で表明されるとともに、各種会議や研修等にも参加し、情報収集や動向について把握し、職員会議等で報告し、共有されています。企画会議は、記録、進行、資料等を主任および副主任でローテーションし、担当されているとのことです。また、施設長は定期的に職員の有給取得率を確認するほか、年2回全職員との面接を実施され、業務の効率化や職員の働きやすい職場環境の整備に努められています。子どもは減少傾向にありますが、常に手厚い支援を心掛けておられます。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	広島県内13の児童養護施設が参加する広島県児童養護施設協議会の会議や研修に積極的に参加され、社会福祉の動向や地域の養育支援に関する地域ニーズの把握にも努められています。 経営状況については、子どもの在籍数や利用率など、毎月の試算表や入所状況を参考にして分析され、法人本部とも連携し、コストを意識した経営に取り組まれています。 ◎把握されたデータを分析し、改善すべき課題を明らかにするとともに、それらの中長期計画や事業計画に反映されてはいかがでしょうか。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	必要な人材確保や職員体制を整えるため、人事異動に関する規定が定められ、人事希望に関する自己申告書を法人本部へ提出する法人調書や園内職員全員の園長面接が実施されています。また、一人ひとりの職務内容や経験年数に応じた研修に参加を促し、研修終了後は報告書を回覧するとともに、職員会議で報告してもらうなど、職員の質の向上や人材育成に努められています。 職員の有給休暇の取得率や時間外労働の状況は定期的に確認し、リフレッシュ休暇も取得できるよう、取り組まれています。 実習生の受け入れは、オリエンテーション、園長講話、振り返り等のマニュアルを策定し、年間70～80人を積極的に受け入れられています。受け入れた実習生が園や同法人内の施設に就職するなど、人材確保にも繋がっています。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	安全管理に関する各種マニュアルが園独自で作成され、防災・遊具点検表などのチェックリストも整備されています。 ◎土砂災害、暴力行為対応、不審者対応等の各種マニュアルは園独自で作成され、職員間での連絡方法等も整えられていますが、事故事例、ヒヤリハット等の事例検討が実施されていませんでした。今後は、事故報告書を作成し、原因分析や今後の対策を協議する等、再発防止に努められることを期待します。
	(4)設備環境 自己評価：N0.14-15	施設内の各ユニットのリビングからは、町と海が見下ろせる景観のよい眺めで、キッチン、お風呂、トイレを備えた家庭的な雰囲気の生活環境が整えられています。地域交流スペースや複数の学習室や図書室など、共有部分も多く、子どもたちが選択して過ごせるスペースが確保されています。各居室は子どもたちの主体性に任せ、清掃をするよう指導されており、共有部分の清掃責任者は主任、副主任とのことです。 ◎清掃の確認もれを防ぐため、チェックリストを作成し、確認する人を当番制にする等の体制を構築されてはいかがでしょうか。

2 法人・施設の運営管理	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	自治会活動や地域活動に積極的に参加し、地域子ども会の役割も担っています。地域の神社で開催される「仁方地区子ども相撲大会」にも毎年出場し、地域での交流を深められています。また、要請に応じてドッジボールの指導をする等の職員派遣も行われており、園と地域を結ぶ役割も果たされています。ボランティアは女性会や一日里親などを受け入れ、船に乗って釣りに出かけ、バーベキューをする等、さまざまな体験ができるよう工夫されています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	呉市社会福祉施設連絡協議会の子ども会育成協議会や呉市要保護児童対策地域協議会等の会議に積極的に参加し、園の意見や意向を伝えるとともに、連携を取られています。財務諸表は、法人の広報紙やホームページ等で公開されているほか、開示方法や開示する範囲等については、規定を整備されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	施設運営マニュアルに子ども一人ひとりを尊重した養育・支援について、明記され、子どもを尊重した支援の実践が行われています。子どものプライバシー保護については、マニュアルが整備され、勤務にあたっての基本的心得を周知徹底され、プライバシーに配慮した個別の面接室も複数、備えられています。 園内の子ども会を月1回開催し、そこで出された意見や要望は園に伝えられています。子どもが意見を伝えやすいように、玄関ホールや共有スペースに意見箱や提案箱を設置するとともに、担当職員や子ども家庭センターの定期面接等、複数の窓口が整備されています。また、食事についてのアンケートを実施し、栄養士と相談しながら、リクエストに応じた人気メニューを提供するなどの工夫をされています。 苦情解決体制は法人で定められており、玄関ホールに掲示され、子どもをはじめ、来園者にも明示されています。また、苦情等への対応マニュアルも整備し、対応されていますが、苦情内容や解決結果については、園内での公表はせず、措置元に報告をされています。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	支援内容の質の向上に向け、年に1回、職員を対象とした自己評価が実施され、ルール検討委員会で自己評価の分析を行い、業務改善に繋がられています。また、職員ハンドブックや施設運営マニュアルに職員の基本姿勢に記載し、活用されているほか、健康管理や感染症予防、災害対応等の各種マニュアルを策定されています。子ども一人ひとりの記録は各個人のケースファイルを作成し保管され、記録ソフトにより管理されています。また、定期的なカンファレンスは自立支援計画に基づき実施され、職員間で共有されています。 ◎広島県児童養護施設協議会の養護施設児童票取扱要領に沿って、措置機関以外への情報開示を行わないという整理をされているとのことですが、取扱要領策定日からかなりの期間が経過しているため、新しいものに更新されることをお勧めします。 ◎子どもや家族から個人の記録の開示を求められた場合の、手順が整理されていませんでした。措置施設ではあるものの、求めに応じるための規定を定め、職員間で共有しておくことを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	法人のホームページや園のパンフレット、広報紙等で施設の紹介を掲載し、支援内容を周知されています。入所時の面談は、それらを基に主任児童指導員や心理療法担当職員が子どもや保護者等に説明をされています。 退所時には、こども家庭センターと連携して対応し、措置変更等の場合は、申し送り書を作成して、子どもへの支援の継続性を検討する等の配慮をされています。卒園生の見守りや家庭訪問、相談対応を通して、子どもや保護者等に継続した支援が行われています。 ◎入所面談では、子どもに園のパンフレットを用いて、今後の生活や支援について、主任や公認心理師が説明をされています。どの職員が対応しても、説明方法を共通したものにするために、説明者用のマニュアルを用意されることをお勧めします。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：児童養護施設仁風園

1 施設の 環境 整備	(1)快適な空間 自己評価：N0. 1-2	平成26年にユニット型の新園舎が完成し、子どもたちが家庭的な雰囲気の中、快適に過ごせるよう、十分な広さと設備が整えられています。居室は年齢に応じて、個室や2人部屋、4人部屋が用意され、学習机とベッド、収納棚が備え付けてあります。子どもの居室は、子どもの主体性に任せ、自分で整理整頓するよう促され、散らかっていても各自で責任を持つよう指導されています。共有スペースは職員が清掃をされています。
	(2)安心な生活 自己評価：N0. 3-4	消防計画・土砂災害時の避難確保計画を策定し、毎月、避難訓練を実施されています。また、防災・災害対応マニュアルは、ファイリングして職員が各自で所持されています。不審者対策については、危機管理マニュアル、不審者対応マニュアルを作成し、職員に周知されているほか、夜警員を雇用し、24時間の防犯体制を整えられています。 ◎非常時の子どもたちの安全を守るため、警察と連携し、不審者対応訓練を実施されることを提案します。
2 日常生活 の中での 支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：N0. 5-7	自立支援計画は施設で様式を統一して作成し、鍵付きキャビネットで保管されています。自立支援計画は毎年、見直しを行い、担当職員が中心となって、家族や関係機関と連絡調整をし、心理士等の専門職の意見を取り入れながら、見直しや評価をされ、その内容は次年度案に組み込むようにされています。 ◎自立支援計画は丁寧に策定されていますが、見直しの手順が明文化されていませんでした。また、子どもや保護者等への対応の手順も定められておらず、保護者に確認する機会が設けられていないようです。自立支援計画がしっかり根付いたものになるように、対応の手順について明文化されてはいかがでしょうか。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：N0. 8-13	食事は、食事時間に合わせて調理室で調理された物が各ユニットに配られ、そこで盛り付けたり、温め直したりして、適温提供に努められています。また、食器は子どもと一緒に買い物に行き、好きなキャラクターのものを選ぶなど、家庭的な支援を実施されています。コロナ禍の影響でここ数年はユニットでの食事となっていますが、月1回程度は季節行事やイベントに合わせて、食堂で集団給食を実施されています。 就寝時は低年齢の子どもに添い寝をして、寝かしつけを行うなど、子どもが安心して眠れる環境を整えられており、寝具は定期的に洗濯や天日干しを行い、清潔に保たれています。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、市や保育園からの資料を基に、予防に取り組まれています。マニュアル等の明文化はできていないようです。 発達に課題のある子どもも多く、職員用ハンドブックには発達障害児等への対応について記載されています。洗面や歯磨き等の日常的な習慣づけが大切と考え、根気よく働きかけられているとのこと。低年齢の子どもは入浴支援時などに健康状態や発達・発育状況を確認し、爪切りや耳掃除など身だしなみを整えられるよう支援されています。また、居室等の身の回りの整理整頓や洗濯、ゴミ出し等の生活技術を習得するため、職員が適宜子どもに声かけを行い、一緒に居室の片付けをしたり、子どもの状況に応じたお手伝いを促すなど、生活能力が高められるよう支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：N0. 14-18	職員用ハンドブックに子どもの人格の尊重について明示されており、子どもが自分自身の人格や権利が守られていることを実感し、他人の権利も尊重しなければならないことが理解できるよう、働きかけられています。 園内に意見箱・提案箱を設置し、子どもが意見を伝えやすくなり、毎月開催される園の子ども会総会であがった意見を園に伝え、園が職員会議等で話し合い、子どもに回答・説明するという仕組みが整えられ、子どもからの意見が尊重されやすい取り組みが行われています。 施設での生活や約束事は、言葉だけでなく写真やイラストなども活用してわかりやすく示し、協調性を持ちながら施設での生活が送れるよう配慮されています。掲示板にプライベートゾーンに関する掲示をしたり、性教育の本や絵本を活用して、子どもの発育状況に応じた性教育の学習会を実施されています。 金銭管理や経済観念を身につけるため、年齢に応じた小遣い帳を作成し、おやつを買いに出かけたり、衣類購入の機会を設け、子ども自身でお小遣いの管理をし、収支を理解したり、金銭感覚を身につけるよう取り組まれています。

2 日常生活 中での 支援	(4)学習・進学・就職 自己評価：N0. 19-20	園内には数か所の学習室が備えられており、職員と一緒に宿題に取り組んだり、学習指導員を配置し、英語や数学の補習を行うなど、落ち着いて学習できる環境を整備されています。また、受験対応のため配信授業による通塾も行われています。 進路の選択は、子ども一人ひとりの状況や希望に配慮しながら、職員と一緒に考え、毎月、実施される中学校との連携会に出席し、情報収集を行い、子どもが自分で進路を決定できるよう支援されています。
	(5)その他の支援 自己評価：N0. 21-23	心理支援プログラムを策定し、心理的ケアの必要な子どもには、公認心理師によるきめ細やかなケアを実施されています。さらに、職員も対応で迷うことがあれば相談するなど、公認心理師が子どもや職員に常に関わりを持たれ、支援する体制を整えられています。 子どもの生い立ちや保護者の状況については、LSW(ライフストーリーワーク)の整理等を通して、適切に子どもに伝えられています。その後は、必要に応じて子どもと話す時間を設けるなどの支援をされています。入所前には事前面接を実施し、子どもへの理解を深めるとともに、子ども家庭センターや児童相談所と連携されています。 ◎母子分離が必要なケースが多いとのことで、保護者の対応をすることが少ないそうですが、自立支援計画が根付いたものになるよう、保護者の対応についての手順を定めておかれることを提案します。
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：N0. 24-25	就業規則に虐待の禁止を明記し、職員会議等の場面において、施設長から虐待の禁止について日常的に周知をされています。また、職員向けの権利擁護研修や家族心理教育プログラム(ピュベル)等を実施し、虐待防止について学ぶ機会を設け、園内に虐待防止等のポスターを掲示し、常に冷静な対応ができるよう心掛けられています。
	(2)問題行動への対応 自己評価：N0. 26-27	子どもが起こした問題行動に対して、人的・物的環境との因果関係を分析し、周囲の子どもの安全に配慮されています。問題行動に対する援助技術の習得は、園内研究発表で取り組み、子どもの心身を傷つけることなく対応できるよう体制を整えられています。また、施設内における児童間の暴力、いじめ、差別については、危機管理マニュアルに沿って適切に対応されています。児童相談所の協力を要請する基準については個別判断とし、子ども家庭センターや児童相談所と連携し、決定されています。
	(3)衛生管理 自己評価：N0. 28-29	感染症予防や食中毒に関するマニュアルを作成し、定期的に見直されているほか、法人内研修において、感染症に対する予防、発症後の対応について知識を習得する機会を設け、適切に対応できるよう備えられています。また、栄養士が食中毒注意のポスターを各ユニットに配布し、低年齢の子どもにポスターやイラストでわかりやすく伝わるよう、工夫されています。食事については、保健所の食品衛生指導に従い、安全に調理・保管し、適温での提供にも配慮されています。
4 保護者等 に対する 支援	(1)保護者への支援 自己評価：N0. 30	こども家庭センターや児童相談所と連携し、子どもと保護者または施設と保護者の関係構築を働きかけるほか、親子関係の修復に努められています。 ◎入所後の自立支援計画について、保護者が確認する機会を設けておられないようです。母子分離が必要なケースが多いとのことで、難しい面もあるかと思いますが、自立支援計画がしっかり根付いたものになるように、流れを明文化し、手順を整えられることを提案します。
	(2)子どもと保護者の 関係等の継続・回避等 自己評価：N0. 31-33	こども家庭センターや児童相談所と連携し、面会や外泊については、子どもや保護者の状況に配慮しながら計画し、親子関係を構築する機会を設けられています。また、園内に子どもと保護者が一緒に過ごせるような宿泊設備「親子訓練室」を整備されていますが、現在までに宿泊実績はないとのことです。 心理的な支援が必要な子どもには、公認心理師が子どもだけではなく、状況に応じて保護者とも関わり支援されています。また、これまで前例はないものの、強引な引き取りの可能性が生じた場合は、保護者の対応方法等について、こども家庭センターと連携し、危機管理マニュアルや事故発生時対応フローチャートに沿って対応することを職員間で共有されています。

5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：N0. 34	主任・副主任がスーパーバイザーの役割を担い、指導・助言を行う仕組みを整え、職員がひとりで問題を抱え込まないように、日頃から相談しやすい関係づくりに努めるなど、施設をあげて人材育成に取り組まれています。 ◎さらに、スーパービジョンを有効に使うには、子どもの指導で意見が違う場合など、関係する職員が集まってグループスーパービジョンを行う事が効果的と思われます。
	(2)地域とのつながり 自己評価：N0. 35	施設のホールを開放したり、清掃活動をはじめ、子ども会や秋祭り、地域の神社で開催される「仁方地区子ども相撲大会」にも毎年出場し、地域の行事に積極的に参加したり、仁風園の行事に招いたりして、常に地域住民と関わりを持つことで、仁風園が地域に根ざした施設となるよう常に努められています。
6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：N0. 36-40	職員が子どもを理解し、寄り添った支援を行うため、ケースカンファレンスを実施し、子どもの課題や職員の対応方法について議論されています。また、子どもの基本的欲求については、自立支援計画や日頃の関わり合いの中で把握をされ、職員と子どもの信頼関係を構築するために、誕生日会等のさまざまな行事で触れ合う時間を充実されています。 子どもが自ら判断し、行動できる力を身につけられるよう、職員は必要以上に指示をせず、見守りや声掛けを行うようにされています。発達段階に応じて、基本的な生活日課を設定し、園内には、図書室や学習室、遊具などが備えられています。基本的な生活習慣や社会的なルールを身につけるため、職員が模範となるような言葉遣いや態度を心がけ、折に触れて子どもたちに説明されています。
	(2)自己領域の確保 自己評価：N0. 41-42	子どもが自他の境界線を認識できるよう、園内にプライベートゾーンに関するちらしを掲示し、ダンスや収納スペースを個別にする等、日常生活の中で意識することを促されています。また、子ども一人ひとりに成長の記録が整理されています。 ◎成長の記録や行事の思い出を写真に残されているとのことですが、写真の整理が追いついていないとのこと。アルバムに貼って、子どもがいつでも見られるよう保管されることを希望します。
7 後の家庭復帰・退所支援	(1)継続性とアフターケア 自己評価：N0. 43-44	適切な時期の家族再統合、家庭復帰を念頭に置き、こども家庭センターや児童相談所と連携をとられています。子どもが家庭においても安定した生活が送られるよう、アフターケア職員を配置し、積極的にアフターケアを実施されています。 施設退所後の生活が円滑に移行し、自立した社会生活が送られるよう、必要な生活技術を身につけるリービングケアの充実にも努められており、関係機関と連携を取りながら、継続的な支援を実施されています。

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護施設仁風園）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1) 理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念、基本方針が確立され、明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

(2) 計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており、内容が周知されていますか。	A	A	

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は、自らの役割と責任を明確にし、遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上、経営や業務の効率化と改善に向けて、取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1) 経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	B	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して、改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	B	

(2) 人材の確保・養成

9	人事管理体制の整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて、実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し、必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて、積極的な取り組みを行っていますか。	B	A	

(3) 安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し、対策を行っていますか。	B	B	○
----	----------	--------------------------------	---	---	---

(4) 設備環境

14	設備環境	施設は、子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は、清潔ですか。	B	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えていきますか。	B	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

3 適切な養育(治療)・支援の実施

(1)子ども本位の養育(治療)・支援

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	B	B	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	B	A	

(2)養育(治療)・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	C	C	○

(3)養育(治療)・支援の開始・継続

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	A	A	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	B	B	○
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	B	B	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護施設仁風園）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
1. 施設的环境整備					
(1) 快適な空間					
1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	
(2) 安心な生活					
3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	
2. 日常生活の中での支援					
(1) 計画に基づいた自立支援					
5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	B	B	○
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	
(2) 生活習慣の獲得					
8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	B	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	
(3) 社会性の獲得					
14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	B	A	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

(4)学習・進学・就職

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

(5)その他の支援

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	B	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	B	B	○

3. 安心な生活**(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	B	A	

(2)問題行動への対応

26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	

(3)衛生管理

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

4. 保護者等に対する支援**(1)保護者への支援**

30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	A	B	○
----	----------------	--	---	---	---

(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	A	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	B	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	B	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

5. 専門性の向上・地域とのつながり

(1)専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	---	---	---	--

(2)地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

6. 養育・支援の質の確保

(1)養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	A	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

(2)自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	B	B	

7. 家庭復帰・退所後の支援

(1)継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	